

令和6年（行ウ）第31号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件
原告 モーリス・シェルトン
被告 国ほか

原告意見陳述要旨

2024年4月15日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告モーリス・シェルトン訴訟代理人弁護士 浦城知子

ほか

2024年4月15日午後2時の第1回口頭弁論期日において、原告モーリス・シェルトンの意見陳述をしたく、要旨を提出します。所要時間は、原告側で用意した通訳時間を入れて10分を予定しています。

記

私は労働者として日本に来ました。私は今も労働者としてここにいます。愛が私をここに連れてきて、愛が私をここに留めているのです。愛はまた、負け犬の権利のために闘う私に、力を与え続けています。私にはここで守るべき家族がいるので、闘う義務があるのです。

私は人種差別を知らない人間ではありません。私は、肌の色だけが理由で、国家の暴力によって殺される可能性がある国から来ました。日本に来たばかりの頃は、かつて警察に囲まれたときに感じた不安は少し治まりましたが、東京で歩いていて警察官から呼び止められた時に、すぐにその不安が蘇りました。典型的な東京の街中で明らかな部外者であるという可能性以外に、私が呼び止められた明確な理由はありませんでした。アメリカで経験したのと同じ偏見や先入観が日本にもあること

を理解したときの、私の不安は圧倒的なものでした。私は人種や民族のせいで、どこに住んでいても、不当な扱いを甘んじて受けなければならないのでしょうか？なぜでしょうか？

もし裁判所が法を守ることを主張するならば、「外国人」であること以外に何の理由もなく、私や他の人々を呼び止めるという警察の慣行について、簡単に裁定を下すことできるはずでず。特に、もし裁判所がこの国の法は正しいというのであれば、私は、この地を故郷とするために犠牲を払ったすべての日本の居住者は、法の下で公正かつ平等に扱われるべきだと思います。人種による差別やプロファイリングは、ルールや規制に基づいた社会にはふさわしくありません。日本のような秩序ある国で、法律が恣意的に適用されたとしたら、他の国からどう見えるでしょうか？ 国家の品位を損なうことにならないでしょうか。

もし裁判所が、私たちの主張を認めてくれれば、狭い視野と創造性の欠如以外の何物でもない理由で使われてきた、時間と資源を節約することができ、社会全体の生産性が向上するでしょう。

以上